

多賀城市公立保育所再編計画

概要版

令和 5 年 1 1 月

多賀城市保健福祉部子ども政策課

1 計画改定の目的

本市では平成16年5月に「多賀城市アウトソーシング推進指針」、平成27年7月に「児童福祉施設等のアウトソーシング推進基本計画」を策定し、国の三位一体改革による公立保育所運営に係る経費の一般財源化などの背景もあり、市内にある公立保育所を含む公共施設の民営化を推進し取り組んできた。

平成28年10月に「多賀城市公立保育所再編計画」(以下「再編計画」とする)を策定し、市全体の保育施策の中心を担う公立保育所2か所を基幹保育所として位置付けたほか、市内に5か所あった公立保育所のうち2か所を民営化し、建て替え等により保育環境の改善を図った。

計画策定時は14施設だった民間の教育・保育施設も令和5年4月現在で、4類型24か所という多様な類型の教育・保育施設が立地し、5か所の民間幼稚園とあわせて、狭い市域内に多種多様な教育・保育施設が共存する充実した子育て環境となっている。

しかしながら、少子化の加速や核家族化の進行に加え、新型コロナウイルスの感染拡大やこども基本法の施行など、子育てを取り巻く環境が大きく変化している中で、子育てに不安を持つ保護者の増加や不適切保育の防止対策など新たな課題も散見され、基幹保育所の役割は更に重要なものになっている。

また、計画策定後10年を目途に保育需要や環境の変化に応じて検討することとしていた八幡保育所や、基幹保育所である志引保育所については、老朽化が著しく、修繕等を繰り返しながら運営を継続しており、保育環境の改善が必要な状況となっている。

このように、再編計画策定時には想定し得なかった状況の変化を新たに踏まえるとともに、迅速な老朽化対策を講じる必要があることから、再編計画の改訂を行い、公立保育所のあり方を見直し、「たがじょうすくっぴープラン2」に掲げる“日々のよこびふくらむまち 史都 多賀城”の推進を図るものである。

2 本市の現状

(1)児童人口の更なる減少

「第2期多賀城市子ども・子育て支援事業計画」における児童人口推計と比較すると、未就学児(0歳～5歳)については、推計よりも速いスピードで児童人口の減少が進んでいる。

ア 児童人口の推計 令和2年:3,325人⇒令和4年:3,238人⇒令和6年:3,209人

イ 児童人口の実績 令和2年:3,287人⇒令和4年:3,073人⇒令和6年(推計):2,998人

(2)公立保育所の運営に係る財政負担

公立の場合、国や県からの補助金はなく、交付税措置はあるものの人件費を含む事業費の9割以上を一般財源で賄っている。

令和3年度決算:433,437千円(内訳:人件費351,114千円、運営費82,323千円)

うち一般財源:403,912千円

(3)公立保育所の施設の状況

ア 本市の公立保育所は現在3か所で、桜木保育所を除き、昭和52年から昭和54年にかけて建築された木造の建物で老朽化が著しい。

イ 耐震改修は行われているものの、設備の不具合が恒常化している施設がある。

ウ 駐車スペースの確保などの要望に対応できていない施設がある。

(4)公立保育所職員の状況

ア 正職員保育士について、平成29年度から計画的に採用を行い、13名の保育士を採用した。

イ 令和5年4月時点での正職員保育士は33名で、その他の保育士は会計年度任用職員により運営されており、正職員の割合は約54%となっている。

ウ 待機児童解消を目的として、保育施設の整備が急速に進んだことにより、保育士が全国的に不足し、保育士の採用が困難な状況となっていることから、恒常的な保育士不足が続いている。

(5)保育施設の設置状況と待機児童の状況(各年4月1日時点)

ア 保育施設数 平成27年:17か所⇒令和5年:27か所(10か所増)

イ 利用定員数 平成27年:1,084人⇒令和5年:1,471人(387人増)

ウ 実利用児童数 平成27年:998人⇒令和5年:1,338人(340人増)

エ 待機児童数【国定義】※平成27年:38人⇒令和5年:11人(27人減)

オ 主な待機理由 施設の利用定員や保育士不足によるものではなく、保育施設の利用調整によるものが多い。

※保育施設の利用申請を行っているが利用に至っていない児童数(実待機児童数)から、保護者が国の定義する事由(就職活動の停止、育児休業復帰後の予約等)に該当する者を除外した全国統計

3 再編計画の振り返り

(1)公立保育所のあり方・役割

子育てをめぐる環境変化に対応し、求められる子育て支援を推進するため、桜木保育所と志引保育所を基幹保育所に位置づけ、市全体の保育の質の向上と地域子育て支援の充実を目的とし、次の役割を担ってきた。

- ア 市内保育施設間の連携支援
- イ 特別な配慮を必要とする児童・保護者に対する取組み
- ウ 子どもに関わる施設とのネットワーク形成
- エ 地域の子育て支援拠点としての機能

(2)公立保育所の民営化

- ア 平成31年 笠神保育所を民設民営化
- イ 令和2年 鶴ヶ谷保育所を民設民営化

(3)公立保育所の課題に対する取組み

- ア 施設⇒笠神保育所・鶴ヶ谷保育所：民営化・現地建替え／志引保育所・八幡保育所：修繕を行いながら運営
- イ 職員⇒保育の質を確保するため、公立保育所を2か所とする計画に基づき、平成29年度から正職員を採用
- ウ 桜木保育所の運営⇒基幹保育所として機能させるため、当時の指定管理者と協議の上、指定管理を廃止

4 新たな課題

(1)児童人口(0歳～5歳)減少の加速化

- ア 未就学児(0歳～5歳)については、推計より早いスピードで人口減少が進んでいる。
- イ 少子化の加速のほか民間施設への入所を優先したことに伴い、公立保育所の定員充足率は6割未満である。

(2)不適切保育への対応

全国各地で不適切な保育に関する事案が発生していることから、このような事案が発生しないよう、行政における迅速な対応及び未然防止対策が求められている。

(3)特別な配慮を要する児童及び医療的ケア児の受入れ

- ア 発達が気になる児童への対応が増加している。
- イ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が令和3年に施行されたが、医療的ケア児を受け入れられる設備やノウハウ等を持つ施設は限られている。
- ウ 医療的ケア児を含む児童を受け入れられる体制の整備が必要となっている。

(4)子育てを巡る大きな変化・国の動向

- ア 少子化や核家族化が更に進行する中、子育てに負担感や不安感等を持つ保護者が増加している。
- イ 保育士の配置基準の見直しや保育所入所に係る就労要件の緩和など新たな子育て支援施策への対応が想定される。

5 公立保育所の再編

(1)公立保育所のあり方

- ア 児童人口の減少の加速化や財政的な制約を踏まえ、当初計画どおり公立保育所を2か所にする必要がある。
- イ その一方で、再編計画の振り返りや新たな課題を踏まえ、引き続き「保育の質の向上」と「地域子育て支援の充実」を図るため、基幹保育所としての公立保育所が中心となり、不適切保育や特別な配慮を要する児童等、新たな子育て支援施策への対応について民間事業者と協力して取り組む必要がある。
- ウ したがって、当初再編計画では10年後を目安としていた見直しを前倒しし、公立保育所を市全体の保育施策を牽引する「基幹保育所」として、引き続き更なる充実を図るとともに、整備にあたっては、総合計画に掲げる縮充を踏まえたものとする。

(2)公立保育所の施設、立地等

- ア 桜木保育所：津波浸水区域に立地しているが、市営桜木住宅内の一部であることから垂直避難が可能
- イ 志引保育所：老朽化対策や駐車スペースの確保が課題。近隣に一時避難場所なし。志引地区内には民間の認可保育所が立地
- ウ 八幡保育所：老朽化等の課題は志引保育所と同様。近隣に一時避難が可能。八幡地区唯一の認可保育所

(3)公立保育所の再編の方向性

- ア 老朽化対策や安全管理、財政負担等を総合的に勘案し、八幡保育所を大規模改修し、保育環境の改善を図る。
- イ 大規模改修に伴い、基幹保育所を志引保育所から八幡保育所へ移管する。
- ウ 志引保育所は統合後に廃止とし、公立保育所の削減により、施設利用定員を調整する。
- エ 西側の保育施設の拠点を八幡保育所、東側の拠点を桜木保育所とする。
- オ 志引保育所の廃止にあたっては、利用者等に丁寧に説明し、理解を得ながら再編を進める。

6 公立保育所再編の進め方

公設の場合は、国からの補助金等が見込めないことから、地方債などの特定財源の確保など、計画的に整備する必要がある。公共施設等の見直しに係る交付税措置がある有利な地方債として、公共施設等適正管理事業債(集約化・複合化事業)があげられるが、事業期間が令和8年度までとされていること及び事前に個別施設計画において集約化や複合化が位置付けられていることなどの要件があるため、当該地方債を活用するに当たっては、期限内に迅速かつ計画的に事業を進める必要がある。

ア 志引保育所 施設方針:廃止

八幡保育所の大規模改修に伴い、一時的に八幡保育所と統合し、大規模改修が終了次第、廃止

イ 八幡保育所 施設方針:大規模改修

八幡保育所の大規模改修に伴い、一時的に志引保育所と統合し、大規模改修が終了次第、基幹保育所として運営

ウ 桜木保育所 施設方針:維持

基幹保育所として運営を継続するとともに、一時統合時の志引保育所及び八幡保育所をサポート

7 今後の課題等

(1)施設

ア 志引保育所と八幡保育所については老朽化しており、保育環境の悪化が著しいため、早急な対応が求められるが、統合するまでの年数を考慮すると、引き続き、計画的な修繕等が必要である。

イ 桜木保育所については、比較的新しい施設ではあるものの、修繕等が必要な箇所が出始めているため、他公立保育所と同様に、計画的な修繕等が必要である。

(2)職員

ア 統合にあたり、公立保育所を2か所とする計画に基づき、適切な職員配置が必要である。

イ 市全体の保育の質を確保するため、引き続き、計画的に職員のスキルアップを図るとともに、多様な実務を交えながらノウハウ等を継承する必要がある。

(3)民営化の検討

ア 今後の市内の保育施設の連携状況や保育サービスの向上、児童の利用状況等によっては、公立保育所の更なる段階的な民営化を視野に入れる必要がある。

イ しかしながら、不適切保育の未然防止対策や特別な配慮を要する児童の受入れなど、新たな課題に対応するため、当分の間は、市全体の保育施策の中心を担う基幹保育所が必要である。

ウ 国の子ども政策の動向や児童人口の推移等を見ながら、5年を目処に本計画を見直すこととする。

参考 今後5年間のスケジュール

年度	志引保育所		八幡保育所		桜木保育所	
	運営形態等	備考	運営形態等	備考	運営形態等	備考
R5年度	公設公営	基幹保育所	公設公営		公設公営	基幹保育所
R6年度	公設公営		公設公営	設計	公設公営	
R7年度	公設公営		公設公営		公設公営	
R8年度	公設公営	※八幡統合	一時閉所	大規模改修工事	公設公営	
R9年度	【廃止】	解体	公設公営 【開所】	基幹保育所 ※志引統合	公設公営	